

新型コロナウイルス感染症による入院保険金のご請求について

新型コロナウイルス感染症については、医療機関に入院された場合に加えて、**自宅療養・宿泊療養された場合**も入院保険金のお支払いの対象となりますので、次の内容をご確認のうえでご請求ください。

ご提出いただく書類

※このほか請求書等の必要書類がございますので、詳しくは、裏面に記載のかんぽコールセンター、担当者、お近くの郵便局またはかんぽ生命の支店にお問い合わせください。
かんぽ生命Webサイトにもご案内を掲載しております。

■ 自宅または宿泊施設等で療養された場合

新型コロナウイルス感染症にり患したことが判明した日からその日を含めて **14日以内**の療養

下記の ① + ② の書類のご提出が必要となります。

新型コロナウイルス感染症にり患したことが判明した日からその日を含めて **15日以上**の療養

下記の ① + ③ の書類のご提出が必要となります。

① 入院事情書

お近くの郵便局または、かんぽ生命Webサイトから取得できます。

(書類の例)

療養期間の始期(り患したと判明した日)または終期(就業制限の解除日等)のいずれかの証明があれば、その書類でご請求いただけます。

- 「宿泊・自宅療養証明書」
- 「就業制限通知書」
- 「協力要請通知書」
- 「My HER-SYS」(*)で次の項目が判別できる画面を印刷したもの。

② ① 保健所等が発行する り患したことがわかる 書類のコピー

「氏名」、「生年月日」、「診断年月日」

※「My HER-SYS」(マイハーシス)とは、厚生労働省が提供する陽性者ご本人等がスマートフォン等で自身や家族の健康状態を入力できる健康管理機能です。管轄の保健所(自治体)がMy HER-SYSを用いて陽性判明後の健康観察等を行っている場合に限り、「り患したことがわかる書類」としてご利用いただけます。

(上記が発行できない場合に限り)

- 医師が記載した、り患したことがわかる書類

(書類の例)

- ②の書類のうち療養期間がわかるもの
- ※「就業制限通知書」等に療養期間が記載されていない場合でも、「就業制限解除通知書」等と組み合わせることをご利用いただけます。

③ ② 保健所等が発行する り患したことと 療養期間がわかる 書類のコピー

(上記が発行できない場合に限り)

- 医師が記載した、り患したことと療養期間がわかる書類

※後日、内容の確認のため、お電話等をさせていただくことがあります。

※2022年5月18日時点の取り扱いであり、法令の改正等により、自宅療養・宿泊療養にかかる取り扱いの見直しをする場合がございます。

- ・ 申請・請求により初めて書類を交付する保健所等が増えてきておりますので、まずは入院や療養等の指示を受けた管轄の保健所等にご確認ください。
- ・ 保健所等の事情により書類の発行にお時間がかかることもございますのでご了承ください。



※本チラシはお客さまから保険金請求のお申出があった際などに使用する目的で作成されたものであり、保険募集の際に使用することはできません。

自宅療養・宿泊療養された場合の入院事情書の記載方法

2 入院内容記入欄 ※複数の医療機関や同一医療機関で複数の診療科にご入院された場合は、それぞれの入院について、入院事情書を作成してください。

被保険者 (治療を受けた方)	かんぽ 太郎	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 平成 X年 X月 X日
入院治療を受けた傷病名	新型コロナウイルス感染症	傷病発生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 3年 1月 31日
分脱日 ※分脱による入院の場合は、ご記入ください。		初診年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 3年 1月 31日
入院期間	① <input checked="" type="checkbox"/> 平成 3年 1月 31日 ~ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 3年 2月 10日		<input type="checkbox"/> 現在入院中 <input type="checkbox"/> 転入院・転科入院 <input type="checkbox"/> 退院 <input type="checkbox"/> （相対人等による請求）死亡に伴う退院
	② <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 ~ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 現在入院中 <input type="checkbox"/> 転入院・転科入院 <input type="checkbox"/> 退院 <input type="checkbox"/> （相対人等による請求）死亡に伴う退院
名称	自宅	科名	〇〇保健

「傷病発生年月日」・「初診年月日」
いずれも「新型コロナウイルス感染症に
り患したと判明した日（陽性判明日な
ど）」を記載してください。

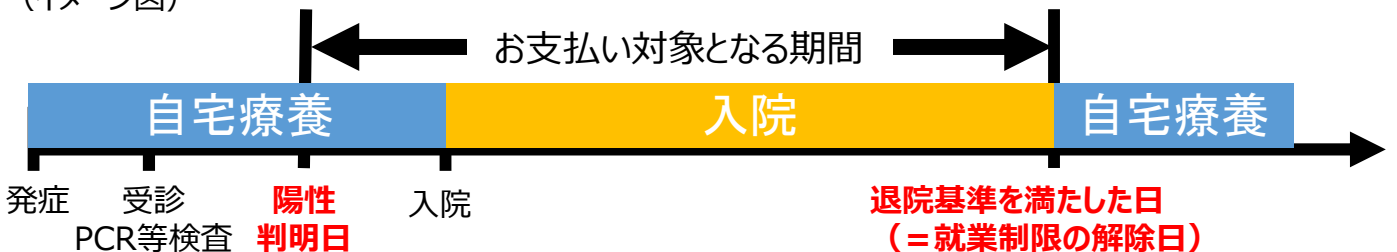
「入院期間（退院時の状況）」
「退院」にチェックしてください。

「名称」
自宅療養の場合…「自宅」
宿泊療養の場合…「宿泊施設」
※記載可能な場合は具体的な施設名称を記載して
ください。
「科名」
管轄の保健所や診断された病院・診療所の名称を記
載してください。

「入院期間（入院日）」
「新型コロナウイルス感染症にり患したと判明した日
（陽性判明日など）」を記載してください。
「入院期間（退院日）」
退院基準を満たした日（就業制限の解除日）がわか
る場合はその日を記載してください。わからない場合は自
宅療養・宿泊療養の最終日を記載してください。

入院保険金のお支払い対象となる期間

原則、「新型コロナウイルス感染症にり患したと判明した日（陽性判明日など）」～「厚生労働省が定める退院に関する基準（退院基準）を満たした日（＝就業制限の解除日）」がお支払い対象となる期間です。（イメージ図）



※上記に該当しない職場等からの休業要請に基づく自宅での待機期間や、濃厚接触者としての自宅待機期間はお支払いの対象外です。

※2022年5月18日時点の取り扱いであり、法令の改正等により、自宅療養・宿泊療養にかかる取り扱いの見直しをする場合がございます。



【郵送請求のご案内】

ご来局が不要な「郵送によるお手続き」も可能ですので、詳しくは、かんぽコールセンター、担当者、お近くの郵便局またはかんぽ生命の支店にお問い合わせください。
※お近くの郵便局にご連絡いただければ、請求書等の必要書類を送付いたします。
書類をご準備いただき、郵便局に返送いただくことで請求を受け付けることができます。

【お問い合わせ先】

かんぽコールセンター **0120-552-950**
受付時間：9:00～21:00（土・日・休日は17:00まで）
※1月1日～3日は除きます。
※おかけまちがないようお願いいたします。



お手続きに必要なご請求書類はこちらからご確認ください

かんぽ生命 コロナ 検索

※本チラシはお客さまから保険金請求のお申出があった際などに使用する目的で作成されたものであり、保険募集の際に使用することはできません。